

“Capstone Project”の実施規定

1. 提出資格について

“Capstone Project”の提出資格は、次の要件が満たされていなければならない。

- (1) 所定期間内に“Capstone Project Plan”が提出済みであること。
- (2) “Capstone Project”の提出学期に在学していること。

2. “Capstone Project”とは

学生は Capstone Project として、以下①・②のいずれかをゼミナール担当教員と協議の上選択し取り組む。なお、教員によっては、①・②のうちどちらか一つの指導のみ行う場合があるため、ゼミナールを選択する際に「Introduction to Seminars」にて確認すること。

①論文 (Thesis)

②プロジェクト (Project) + 活動報告レポート (Report)

※社会科学観から社会に貢献するプロジェクトの構想・実践ならびにプロジェクトを実践する中で得た体験のふりかえりと報告書の作成

<社会に貢献するプロジェクトの例> ・政策提言、ビジネスプランの策定 ・データベースの開発と実装の計画

・研修プログラムのプランニング ・市場分析 ・重要な事件やイベントの記録集の作成...etc

3. “Capstone Project”スケジュール

学生は、定められたスケジュールにもとづき、Capstone Project Plan を提出したうえで、Capstone Project に取り組み、期日までに提出する。

4. “Capstone Project”の指導教員・審査員について

“Capstone Project”の指導教員および審査員は、所属するゼミナール担当教員とする。

5. “Capstone Project”の共同研究・共同執筆について

「論文 (Thesis) 」を選択した場合も、「プロジェクト (Project) + 活動報告レポート (Report) 」を選択した場合も、“Capstone Project”の共同研究・共同執筆は認めない。

6. “Capstone Project Plan”について

学生は、定められたスケジュールにもとづき選択した Capstone Project (①又は②) について指導教員の指導のもと“Capstone Project Plan”を作成し、指導教員の承認を得た上で事務所に提出する。②を選択した場合、“Capstone Project Plan”にはプロジェクトの目的・活動内容・方法・かかる時間数・活動を監督する人物等を明記する。

提出時期

4年次秋学期の11月下旬

※早期卒業予定者は卒業予定学期の1学期前の提出期間に提出することとする。

②を選択した学生の”Capstone Project Plan”は英語学位プログラム運営委員会に付議され、承認されなかった場合は「差し戻し」となる。「差し戻し」と判断された場合は所定期日までに修正し事務局まで再提出する。なお、再提出は2度まで認めるが、2度目の判定で承認されなかった場合は翌学期の提出期間に提出とする。

7. “Capstone Project”の変更について

①から②（またはその逆）へ、選択した Capstone Project を学期途中で変更する場合は新たに”Capstone Project Plan”を作成し提出する。なお、変更申請は定められたスケジュールのとおりとし、以降の変更は原則認めない。また、変更理由によっては変更が認められない場合がある。

8. “Capstone Project”の科目登録について

標準修業年限（4年間）で卒業する場合、所定の期間内に”Capstone Project Plan”を提出した者に対し、4年次後期（通算8学期目）に自動登録される。

※早期卒業予定者には卒業予定学期に “Capstone Project”が自動登録される。

9. “Capstone Project”として取り組むべきこと

①「論文（Thesis）」を選択した場合

A. 論文指導について

“Capstone Project Plan”提出後、4年次春学期の6月に Capstone Project を提出するまでの期間、指導教員による所定の指導を受けること。ただし早期卒業（3年卒業、3年半卒業）の申請を承認された者は、卒業予定学期に Capstone Project を提出するまでの期間、同様に指導を受けること。

B. 論文（Thesis）執筆要領について

- (1) 原則として「論文」は英文により作成するものとする。
- (2) 書式はA4判用紙等にワープロ横書きモード、ダブル・スペース、フォントサイズ11とする。
- (3) 単語数は8,000ワード程度（図表、註、文献を除く）を目安とする。
- (4) 提出方法は電子データでの提出とする。
- (5) 所定の表紙を1枚目として利用することとする。

②「プロジェクト（Project）＋活動報告レポート（Report）」を選択した場合

A. プロジェクト（Project）について

社会科学部のディプロマポリシーに照らし、単位付与に値する活動であると英語学位プログラム運営委員会にて承認を得た「プロジェクト」に限り作成を認める。なお、活動内容を客観的に判断する指標とするために「プロジェクト」の実施に加えて「活動報告レポート」の提出を義務付ける。

B. 活動報告レポート（Report）の執筆要領について

- (1) 原則として活動報告レポートは英文により作成するものとする。
- (2) 書式はA4判用紙等にワープロ横書きモード、ダブル・スペース、フォントサイズ11とする。
- (3) 単語数は4,000ワード程度（図表、註、文献を除く）を目安とする。

- (4) 提出方法は電子データでの提出とする。
- (5) 所定の表紙を 1 枚目として利用することとする。

10. 提出について

提出方法および提出期日は以下の通りとする。

<提出方法>

ファイル名を「1HXXXXXX(学籍番号)_XXXXXXXXXX(Capstone Project のタイトル)」とし、担当教員に PDF ファイルを電子データで提出する。(Word/Excel/PowerPoint ファイルなどは不可)

<提出期日>

提出期日以降は、理由の如何を問わず受理しないので十分注意すること。

4 年次春学期 (通算 8 学期目) の 6 月中旬

※早期卒業予定者は卒業予定学期の提出期間に提出することとする。

11. フィードバック、再提出について

提出された Capstone Project に対するフィードバック期間は、4 年次春学期の 6 月中旬から 7 月上旬までとする。フィードバックを経て再提出が必要と判断された学生は Capstone Project を修正し、所定期間内に指導教員まで再提出することとする。早期卒業予定者は、卒業予定学期の再提出期間に準ずる。

12. 合否判定について

フィードバックを経て、指導教員が合格と判断した Capstone Project に対し、4 単位が付与される。提出した Capstone Project が不合格と判断された場合、当該学生には翌学期に再度“Capstone Project”が登録され、あらためて指定された時期に Capstone Project を提出することとする。成績は、各学期の定められた成績発表日に A+~C (または F) の段階評価にて成績評価がされる。

13. 延長生の提出時期について

所定の 4 年間 (8 学期間) で卒業要件を充足することができず、さらに延長生として在籍して卒業を希望する者の場合、Capstone Project Plan と Capstone Project に関する日程は別途定めるものに従うこととする。

14. 留学を行う場合について

留学にともない 3 年次以降に不在となる期間が発生する場合、Capstone Project に関する日程は、不在となる時期や期間に応じて別途定めるものに従うこととする。なお、最終学期に留学する場合、留学中に“Capstone Project”を提出することはできないため、所定の 4 年間 (8 学期間) を超えて在籍する (延長生となる) こととなる。

15. “Capstone Project”における成果物の管理方法について

成果物 (論文、活動報告レポート) は社会科学部内で公開する。

公開方法は、社会科学部の BOX(オンラインストレージ)に成果物をアップロードし、TAISI プログラム在籍学生を登録することで閲覧可能とする。なお、掲示期間は 5 年度分とし、5 年度経過後に該当する成果物に

については削除のうえ、常時 5 年度分の成果物を掲示する。

16. “Capstone Project”における成果物の最終版提出期限および公開開始日について

“Capstone Project”の成績については、9 項および 10 項にて定められた期限内に提出された成果物をもって付与されるが、その後、公開に向け修正等加えた成果物を最終版として提出することは可能であり、その場合の提出方法も担当教員へ直接電子データを提出することとする。最終版提出期限および公開開始日は、“Capstone Project”の履修学期毎に以下の通りとする。

	最終版提出期限	成果物公開開始日
春学期	9 月 15 日	10 月下旬
秋学期	3 月 15 日	4 月下旬

17. 附 則

この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2022 年 5 月 23 日から施行する。

この規定は、2022 年 8 月 23 日から施行する。

この規定は、2022 年 12 月 6 日から施行する。

この規定は、2023 年 2 月 20 日から施行する。

この規定は、2026 年 7 月 2 日から施行する。